

第13章 時短正社員

第45条（時短制度の詳細）

当院は「週休2日手当」を支給していない衛生士の正社員に限り、下に規定する時短制度を設けます。ただし、入社時にこの制度の適用がない条件で採用された社員にこの制度の適用はありません。

1. 目的

- ① 小学生卒業までの育児支援を目的とし、その理由が無くなった場合は通常勤務に戻ります。
- ① 当院の時短制度は、育児支援以外の理由に使用できません。

2. 時短制度の退社時間

時短制度を適用している社員の退社時間は17:00となります。

3. 申請

2か月以上前に、必要項目を記入した申請書を朝礼で院長に届け出てください。
なお、入社時に限り2か月以内でも申請できます。

4. 適用期間

- ① 時短は1ヶ月単位（21日～翌月20日）で適用され、申し出がない場合は翌月もその時短勤務が適用されます。
- ② 時短の変更を希望する場合は、2か月以上前に、必要項目を記入した申請書を朝礼で院長に届け出てください。

5. 有給

当院の時短制度は週5勤務なので、通常の正社員と同じ有給日数が付与されます。

6. 給料の減額

時短はノーワーク・ノーペイの原則により、給料より20,000円の減額をとともいます。
これは、その月の診療日数に関係なく、固定的に減額されます。

7. 昇給にともなう追加減額

- ① 入社から時短開始月までに昇給した金額の10%が時短による給料減額に追加されます。
- ② 9月昇給時に、昇給分の10%が時短による給料減額に追加されます。なお、追加される金額は10円以下を四捨五入します。

8. 賞与について

「12月21日～6月20日」と「6月21日～12月20日」に分け、時短制度を

- ① 1ヶ月間使用した場合は100%
- ② 2か月～3ヶ月間使用した場合は90%
- ③ 4か月～6ヵ月間使用した場合は80%

の賞与支給となります。

9. 職員の有給取得時の延長勤務について

職員の有給休暇取得時に終業までの勤務をお願いするときがあり、承諾し延長勤務した場合、1600円が給料として支給されます。（就業時間の範囲内なので、割増加算はありません）